

霊柩車の 違法な搬送を 許しません



霊柩車には国からのライセンスが必要です

霊柩車によるご遺体の搬送（霊柩運送事業）は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月法律第83号）に基づき国土交通大臣から許可を受けなければ、この業務を行うことができません。

一般的に霊柩車は、付帯事業として葬儀事業者が運行させていると見られがちですが、霊柩車を使用して**他人の需要に応じ、有償でご遺体を搬送するという行為**は、緑ナンバー車両により営業を行う一般貨物自動車運送事業者として、その許可基準に則ったライセンスが必要とされています。

よって葬儀事業者などが所有している自家用車（白ナンバー）によるご遺体の搬送は、貨物自動車運送事業法の親法である「道路運送法」に規定された営業類似行為の禁止に抵触することとなります。

※「運賃・料金」は「貨物自動車運送事業報告規則第2条の2」に基づき、運輸支局への届出運賃（定額）が必要です。

このような運送行為は違法です！

- ！ 霊柩車の運賃・料金を無料、ダンピング、アッピングして搬送することは違法です。
- ！ 他人からのご依頼によるご遺体搬送を自家用車（白ナンバー）で搬送することは、営業類似行為にあたり、有償、無償にかかわらず違法です。
- ！ 介護タクシーによるご遺体搬送は、違法です。

適正運賃を収受！

以下のようなチラシ、新聞広告、ホームページ広告等は「おとり広告」に該当する要素が強いばかりではなく、これらの運賃の不当表示広告による運送行為は届出運賃違反です。

霊柩車によるご遺体搬送について

景品表示法
に抵触する
主な具体例

- ▶ ○○友の会の会員は、霊柩車の搬送は無料
- ▶ 病院・自宅から無料サービス（○○県内全域、○○kmまで等）
- ▶ 当社でご葬儀の方は、ご遺体搬送無料サービス
- ▶ 霊柩車、当社施行区域内は、全額又は一部当社負担
- ▶ 霊柩車、葬儀場所から斎場まで全額又は一部当社負担

最寄りの運輸支局へ届出された運賃・料金が適用されます。

景品表示法とは？

「景品表示法」とは、正式には、「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和 37 年法律第 134 号）といい、独占禁止法の特例として、昭和 37 年に制定されました。

消費者は、より質の良いもの、価格の安いものを求め、事業者は消費者の期待に応えるために、商品・サービスの質を向上させ、また、より安く販売するよう努力します。

しかし、不当な表示や過大な景品類の提供が行われると、消費者が商品・サービスを選択する際に悪い影響を与え、正当な競争が阻害されることとなります。

「景品表示法」は、不当表示や過大な景品類の提供を厳しく規制し、公正な競争を確保することにより、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守ります。

景品表示法の目的

一般消費者の利益の確保及び公正な競争の確保を目的とし、不当な顧客誘引を禁止しています。

不当な表示の禁止

表示とは

事業者が顧客を誘引するための手段として、商品・サービスの内容や取引条件について行う広告などの表示をいいます。

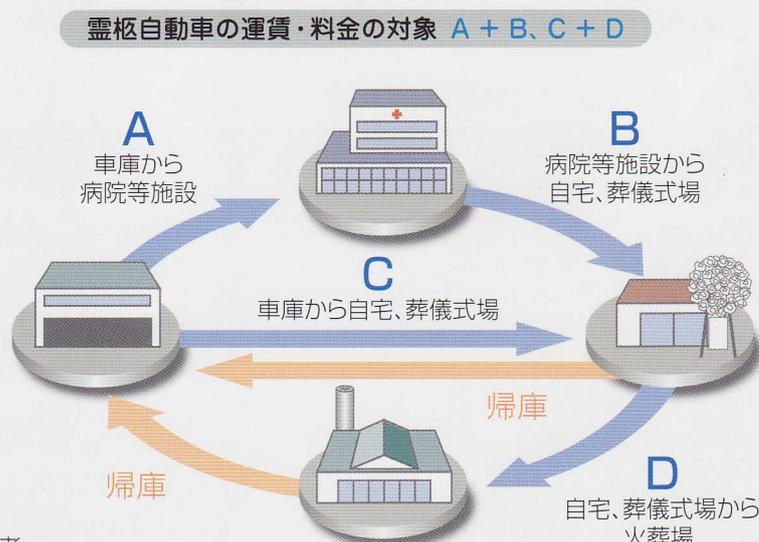
表示の例

・チラシ ・新聞、雑誌の広告 ・インターネット上の広告 ・ポスター、看板
・パンフレットやカタログ ・テレビコマーシャル ・セールストーク など

霊柩自動車の運賃・料金

- 霊柩自動車の運賃・料金は、各霊柩運送事業者(*)が法律に基づき国土交通大臣に届出を行い、その内容が適正であると認められたものが適用されています。
- 運賃・料金は、ご利用になられた霊柩自動車の種類や走行距離によって金額が異なります。
- 有料道路料金やフェリー料金等は、ご利用者に実費をご負担いただきます。

* 貨物自動車運送事業法に基づく許可事業者
(緑ナンバー車両)



法令遵守の徹底を図ることにより、
霊柩運送業界に対する信頼・地位の向上を目指します。

私たちは、利用者の利用増進と霊柩運送事業の健全な発展のため、以下の法に定められた遵法事項について指導を強化しています。

- ① 事業の許可要件である事業計画（営業所・車庫・休憩施設等）が適法に維持・管理されているか。
- ② 運送約款・運賃料金表の届出や営業所等での掲示が適法にされているか。
- ③ 法により定められた帳票類の整備や提出すべき報告がなされているか。
- ④ 運送事業者として最重要とされる輸送の安全の確保に関する諸規定が遵守されているか。
- ⑤ 事業用自動車の管理及び点検・整備が適切にされているか。
- ⑥ 雇用や就業に関わる労務関係の諸手続や従業員の健康管理・社会保険関係が適切であるか。



宮型霊柩車



洋型霊柩車